

国立民族学博物館自己点検・評価委員会規則

〔平成16年12月14日〕
規則第46号

(設置)

第1条 国立民族学博物館（以下「本館」という。）に、本館の研究教育活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行うため、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議)

第2条 委員会は、館長の諮問に応じて次に掲げる事項について審議する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針及び評価方法等に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施体制に関すること。
- (3) 自己点検・評価の公表に関すること。
- (4) その他評価に関する重要事項を調査すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、館長が委嘱する。

- (1) 各副館長
- (2) 各研究部長
- (3) 情報管理施設長
- (4) 学術資源研究開発センター長
- (5) 管理部長
- (6) 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻人類文化研究コース長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副館長（研究・国際交流・IR担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、副館長（企画調整担当）をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第7条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員及び委員以外の者で組織する。
- 3 専門部会長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 専門部会に関する事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(館長の責務)

第9条 館長は、委員会の自己点検・評価の結果について、国立民族学博物館運営会議（以下「運営会議」という。）の意見を聴き、自己点検・評価報告書（以下「報告書」という。）を取りまとめ、その結果を人間文化研究機構長に提出しなければならない。この場合において、国立民族学博物館外部評価委員会等の評価結果を報告書に包括することができるものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成16年12月14日から施行する。

2 国立民族学博物館評価委員会規則（平成16年規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を「国立民族学博物館外部評価委員会」に改め、第1条中「評価委員会」を「外部評価委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。